

「国民健康保険」について

【お問い合わせ】
養父市市民生活部健康課 (☎ 662 - 3165)

★加入脱退は 14 日以内に

3月、4月は進学や就職などで異動が多い時期です。異動によって、国民健康保険から他の医療保険に、または他の医療保険から国民健康保険に変わる場合には届け出が必要です。国民健康保険の加入、喪失の手続きは自動的にできませんので、忘れず 14 日以内に手続きにお越しください。

加入の届け出が遅れた場合でも、資格を得た月までさかのぼって保険税を納めなければなりません。

■手続きに必要なもの

加入手続き	喪失手続き
健康保険資格喪失証明書・印鑑・(既に国民健康保険の加入者がいる場合) 国民健康保険証	社会保険証 (全員分)・印鑑・国民健康保険証

★学生用の保険証について

国民健康保険では、家族と離れて住む学生のために、学生用の保険証を交付しています。該当者は、印鑑・国民健康保険証・在学証明書を持参し、申請してください。

また、学生でなくなった場合は資格喪失後の保険証を速やかに返還してください。

★平成 19 年 4 月から高額療養費(入院時)の立て替え払いが不要になります

平成 19 年 4 月から、申請により入院時の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。現行の高額療養費制度は、いったん医療機関の窓口で自己負担分を支払った後、国民健康保険から自己負担限度額を超えた分が払い戻される仕組みですが、今回の改正により、最初から自己負担限度額までしか請求されなくなるので、後から払い戻しを受ける手間がかからなくなります。

ただし、この適用を受けるには「限度額適用認定証」が必要となります。また、保険税の滞納があると交付されません。認定証が必要な方は、健康課または各地域局市民課での申請と納付を忘れないようご注意ください。

平成 18 年度 養父市暖冬対策融資特別利子補給金制度について

養父市では、平成 18 年度の暖冬気象により経営が悪化した市内商工観光事業者を対象に、事業経営の安定を支援するため、「平成 18 年度養父市暖冬対策融資特別利子補給金」制度を設けています。

- 対象事業者／平成 18 年度の暖冬による経営悪化に伴い、兵庫県及び政府系金融機関から下記の貸付金を借入れた市内の中小企業者
- 対象貸付金／平成 19 年 2 月 1 日から同年 5 月 31 日までに融資実行された暖冬対策融資貸付金
 - ・兵庫県中小企業融資 ―――― 経営安定資金 (経営円滑化貸付)
 - ・国民生活金融公庫事業資金融資 ┌ 国の事業ローン (普通貸付)
 - └ セーフティーネット貸付 (経営環境変化資金)
- 利子補給対象限度額／500 万円
- 利子補給額／支払った利子額のうち 1.0%
- 利子補給期間／3 年間
- 申請期間／平成 19 年 6 月 30 日(土)まで

【お問い合わせ】
養父市商工会内 養父市企業支援センター
(☎ 662 - 7127)
養父市産業経済部商工観光課 (☎ 664 - 0285)